

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 46 年 6 月 16 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 16 日から同年 7 月 16 日まで

昭和 42 年 4 月から 52 年 6 月まで A 社で働いていた。途中、46 年 1 月に関連会社の B 社での勤務を命じられ、5 か月ほど B 社で働いた後、A 社に戻ってきた。

A 社と B 社は、C 社を親会社とする同一グループの会社であり、ずっと継続して勤務していたのに、A 社に戻ったときの厚生年金記録が 1 か月欠落している。

継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

元上司及び同僚の証言により、申立人が、申立期間において A 社に継続して勤務していたものと推認できる。

また、申立に係る A 社と B 社は、C 社を親会社とするグループ企業であるが、これら事業所間における転勤に伴う厚生年金保険の取り扱いを、昭和 46 年 1 月 16 日に A 社から B 社へ異動した申立人を含む 10 人についてみると、10 人全員が A 社における資格喪失日と、B 社における資格取得日が同日（昭和 46 年 1 月 16 日）であることから、当該企業グループ間の人事異動については、厚生年金保険の加入期間に空白を生じさせない取り扱いが行われていたものと推認できる。

さらに、同じく事業所間における転勤に伴う厚生年金保険の取り扱いを、昭和 46 年 6 月 16 日に B 社から C 社及び A 社へ異動し

た申立人を含む10人についてみると、C社へ異動した8人は、B社における資格喪失日と、C社における資格取得日が同日（昭和46年6月16日）であるのに対し、A社へ異動した申立人を含む2人は、転勤先のA社における資格取得日が昭和46年7月16日とされており、当該2人だけに1か月間の空白期間が生じていることは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和46年6月16日にB社からA社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散、B社は売却により、いずれも現存しておらず、当時の資料は残されていないものの、社会保険事務所におけるA社の資格取得日と雇用保険の資格取得日が同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年7月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 97

第 1 委員会の結論

申立人については、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 3 月 6 日まで

私の父は、A 社に在職中の昭和 23 年 3 月に死亡した。

社会保険庁の記録上、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっているが、家族の誰も脱退手当金を受給した覚えはない。

特に、亡母は生前、亡父の脱退手当金については受給していないと強く主張しており、申立期間の脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターに保管されている申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人については、昭和 23 年 4 月 26 日に脱退手当金が支給されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 2 か月以内に支給されているなど、社会保険庁の一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人に係る脱退手当金の受給対象者である申立人の妻は死亡している上、申立人の子に聴取しても、亡母が生前に脱退手当金を受給していないと強く主張していたとほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人については、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 1 委員会 の 結論

申立人については、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立 の 要旨 等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 8 月 5 日から 26 年 12 月 24 日まで
② 昭和 26 年 12 月 24 日から 27 年 4 月 21 日まで

私の姉は、A社に在職中の昭和 27 年 4 月 20 日に死亡した。
社会保険庁の記録上、昭和 24 年 8 月 5 日から 26 年 12 月 24 日までの期間については脱退手当金が支給されたことになっているが、家族の誰も脱退手当金を受給した覚えはない。

特に、亡母は生前、亡姉の脱退手当金については受給していないと強く主張しており、亡姉の脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できない。

また、亡姉はA社の在職中に死亡しており、死亡日までは厚生年金保険の被保険者であったはずなのに、昭和 26 年 12 月 24 日に資格喪失となっていることにも納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妹が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会 の 判断 の 理由

申立期間①については、社会保険業務センターに保管されている申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、昭和 27 年 10 月 8 日に申立人に係る脱退手当金が支給されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立人の死亡後 6 か月以内 (厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 10 か月以内) に支給されているなど、社会保険庁の一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に係る脱退手当金の受給対象者である申立人の母は死亡している上、申立人の妹に聴取しても、亡母が生前に亡姉に係る脱退手当金を受給していないと強く主張していたとするほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人については、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、A社が保有する資料により、申立人は在職中の死亡であったことがうかがえるが、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書や賃金台帳等の資料が無い場合、厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

また、申立人は昭和27年4月に死去している上、A社には当時の社会保険に係る資料が保管されていないため、申立期間当時の状況について確認することができない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和24年8月5日に同社で被保険者資格を取得し、26年12月24日に喪失したことが確認できる上、申立期間②においては同名簿に申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 99

第 1 委員会 の 結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立 の 要旨 等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月 26 日から 56 年 5 月 1 日まで
② 昭和 56 年 11 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで

昭和 55 年 12 月頃に A 社へ入社し、57 年 12 月頃まで保険外交員として勤務していた。同僚等の名前は覚えていないものの、申立期間当時、1 年以上にわたり、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶はあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会 の 判断 の 理由

① の期間について、A 社 B 支社（現在は、C 社 D 支社。以下同じ。）が提出した「56 年 1 月分採用報告書兼登録コード台帳」により、申立人が昭和 55 年 12 月 26 日に、同社へ入社したことが確認できる。

しかし、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票等により、申立人が昭和 56 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に喪失していること、当該期間以外に申立人の氏名が見当たらないこと、及び申立期間において整理番号に欠番が無いことが確認できる。

また、A 社が、申立期間当時、従業員を雇用した場合には、3 か月間の試用期間を経過した後で厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとすることから、申立人が生命保険募集人として登録された昭和 56 年 1 月 30 日から同年 4 月 30 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させなかったものと推認される。

さらに、給与明細書や賃金台帳等申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料が無い。

②の期間については、A社B支社が提出した「56年1月分採用報告書兼登録コード台帳」により、①申立人が昭和56年11月5日にA社を退職したこと、②同日、生命保険募集人登録を抹消されたことが確認できることから、申立人が、申立期間において、A社で保険外交員として勤務していたとは考え難い。

また、雇用保険の記録、及びA社B支社が提出した申立人に係る「雇用保険カード」により、申立人が昭和56年5月1日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年10月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人は、A社B支社を退職したとされる昭和56年11月以降、同社で勤務していたことを記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

A 県 B 町の C 社の建設工事現場の寮で寮長をしていた D 氏から誘われ、昭和 33 年 1 月から同寮で事務職として勤務することとなった。仕事の内容は、従業員の出勤状況の確認、給料の計算及び支給であった。

昭和 36 年 1 月、B 町の寮にいた者全員が E 県の建設工事現場に移動することとなり、私も転勤した。この現場でも、B 町での仕事と同様、寮で給料計算を行い従業員に支給していた。当時一緒に勤務した者として、現場監督であった F 氏を記憶している。

昭和 36 年 1 月以降、C 社で厚生年金保険に加入しているものの、申立期間についても、同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が、A 県 B 町の C 社の建設工事現場で勤務していたものと認められる。

しかし、C 社の証言により、申立期間当時、建設工事現場の寮に従業員が入社した場合、当初は日雇労働者として雇用し、厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがわれる。

また、元同僚が、(i) 申立期間当時、C 社では役職者のみを厚生年金保険に加入させており、役職者以外については、少なくとも入社後 2 年から 3 年程度は社会保険に加入させていなかった、(ii) 元同僚自身も、役職者となるまでの約 8 年間にわたり、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと証言していることから、同社の説明に不自然な点はみられず、申立人については、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得させてい

なかったものと推認される。

さらに、別の元同僚についても、雇用保険及び厚生年金保険の記録により、勤務し始めてから少なくとも3年経過した時点で、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 36 年 3 月まで

昭和 34 年 9 月から 37 年 12 月まで A 社で働いていたのに、34 年 9 月から 36 年 3 月までの 19 か月間について厚生年金の記録が無いことに納得できない。

給与明細等、当時の資料は残っていないが、働いていたことは間違いないので、厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 38 年 1 月から勤務していた事業所が保管していた申立人の履歴書、及び申立人の同僚の証言等により、申立期間において、申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社に係る厚生年金被保険者名簿（マイクロフィルム）及び厚生年金保険被保険者原票により、同社では、昭和 33 年 6 月 1 日に社会保険適用事業所となって新規に加入させて以降、36 年 2 月 1 日までの間において、被保険者資格を取得した者は無いこと、及びその間に申立人の氏名が記載されていないことが確認できる。

また、申立人の同僚の証言等により、A 社に昭和 34 年 3 月に採用されながら、36 年 3 月 20 日まで被保険者資格を取得していない者（1 人）、35 年 4 月に採用されながら、36 年 3 月 20 日まで資格取得していない者（2 人）が確認できることから、当時、同社では、33 年 6 月 1 日以降に採用した者について、36 年まで厚生年金保険に加入させていなかったと推認される。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 10 日から同年 9 月 16 日まで
② 昭和 49 年 2 月 14 日から同年 4 月 12 日まで

申立期間①について、昭和 42 年 6 月、A 県に本社がある B 社に入社し、同社 C 支店 D 営業所で勤務した。当該事業所が国道と E 高等学校の前の道が交差した場所にあったことを記憶している。また、当該事業所では、営業所長及び女性 1 人を除く従業員は、工場で働いていた。

また、申立期間②について、昭和 49 年 2 月、友人二人とともに F 社 G 営業所に就職した。友人二人は 1 週間程度で退職したが、自分は 2 か月ほど勤務していた。当時、幼い子どもがいたため、健康保険証を早めに交付してもらった記憶がある。

いずれの期間についても、給与明細書等は保管しておらず、同僚の名前も覚えていないが、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人が記憶している B 社 C 支店 D 営業所の事業内容等と当該事業所の元従業員の証言内容が一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人が、申立期間において、B 社 C 支店 D 営業所で継続的に勤務していたことをうかがえる事情が無いほか、申立人は、申立期間当時、当該事業所へ厚生年金保険被保険者証を提出したこと、及び当該事業所から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

②の期間について、F社G営業所（現在は、H社I営業所。以下同じ。）から提出された健康保険及び厚生年金保険の資格取得状況に係る資料に、申立人の氏名は記載されていないことが確認できる。

また、雇用保険の記録でも、申立人が、F社G営業所で被保険者資格を取得していた形跡が無いほか、当該事業所に照会しても、申立てを裏付ける証言を得られないなど、申立人が、申立期間において、当該事業所で継続的に勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、F社G営業所へ厚生年金保険被保険者証を提出したこと、当該事業所から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月から 29 年 4 月まで
② 昭和 29 年 4 月から 30 年 8 月まで
③ 昭和 30 年 8 月から 31 年 11 月 1 日まで

従兄弟の紹介により、①昭和 28 年 6 月から 29 年 4 月までは A 社 B 事業所で、②29 年 4 月から 30 年 8 月までは、同社 C 事業所で、③30 年 8 月から 31 年 12 月までは同社 D 事業所で、建設雇い(施設建設の間だけの期間限定で雇用される者)として勤務し、主にボーリング(地質調査)に携わったほか、同社 C 事業所では現場監督もしていた。

当時の身分については記憶にないが、当該期間において、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、昭和 31 年 11 月 1 日から同年 12 月 15 日以外の期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社 B 事業所は、昭和 31 年 1 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①に係る給与から控除されていたとする保険料等の種類及び金額を記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

なお、E 県内に所在する A 社及びその関連会社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において、申立人の氏名が記載されていないことが確認できる。

申立期間②については、申立人が勤務していたとするA社C事業所が、申立期間②の当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できない。

また、申立人は、A社C事業所に就職した後、申立期間②に係る給与から控除されていたとする保険料等の種類及び金額を記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

なお、E県内に所在するA社及びその関連会社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において、申立人の氏名が記載されていないことが確認できる。

申立期間③については、A社D事業所は、昭和31年9月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③の大部分において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、A社D事業所に就職した後、申立期間③に係る給与から控除されていたとする保険料等の種類及び金額を記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

なお、E県内に所在するA社及びその関連会社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③において、申立人の氏名が記載されていないこと、並びにA社D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和31年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月15日に喪失していること、当該期間以外に申立人の氏名が記載されていないこと、及び申立期間③において整理番号に欠番が無いことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 104

第 1 委員会 結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 4 月まで

昭和 57 年 10 月から 61 年 4 月まで A 社に勤務し、ミキサー車の運転をしていた。

当時は子供も小さくて保険証は必要であったし、会社から受け取ったと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会 判断の理由

申立人が提出した運行管理者等指導講習手帳（昭和 59 年 6 月に交付）により、申立期間当時、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえるが、B 市が保管する資料により、申立人は、昭和 57 年 9 月 13 日から 61 年 5 月 2 日までの期間、B 市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、申立人が名前をあげた同僚のうち、A 社において厚生年金保険に加入していなかった者が複数名確認できる。

さらに、申立人が A 社において、雇用保険に加入していたことを確認できないほか、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会 の 結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立 の 要旨 等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 9 日から 22 年 4 月 1 日まで
社会保険庁の記録上、夫の A 社での厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 22 年 4 月 1 日以降となっている。
しかし、夫の退職所得の源泉徴収票の就職年月日及び退職金計算書の勤続期間の始期が昭和 21 年 5 月 9 日となっていることから、申立期間についても A 社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会 の 判断 の 理由

A 社から申立人を引継採用した B 社が提出した資料により、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が死亡していること、及び申立人の妻から聴取しても、申立期間が申立人との婚姻前の期間であるため詳細が不明であることから、申立人が、申立期間において、A 社から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができないなど、申立内容を裏付ける周辺事情は見当たらない。

また、申立人と同時期に A 社で正社員となった者 3 人についても、申立人と同様、昭和 21 年 10 月に正社員として登用されているものの、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が 22 年 4 月 1 日であると確認できることから、申立期間当時、同社が、従業員を正社員として登用後も、6 か月程度は厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険記号番号払出簿、及びC県内に所在するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和22年4月1日に同社D事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及びこの日以前に申立人の氏名が記載されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。